

神戸市ボランティアマッチングサイト「ぼらくる」 活動補償保険に関するよくある質問（Q & A）

本Q & Aは、ぼらくる（※1）を活用して登録団体（※2）が募集するボランティア活動に参加した活動者（※3）を対象としています。

- ※1 神戸市ボランティアマッチングサイト「ぼらくる」
- ※2 NPO・地域団体等、市内に活動拠点を置き、自主的・自発的に広く公共の利益を目的とした活動を、継続的・計画的に活動を行っている団体のうち、ぼらくるに団体として登録をしている団体
- ※3 登録団体が募集する活動に、個人登録をしたうえで参加した方

保険会社が保険契約の対象と認めない場合は、補償金が支払われないことがあります。

補償対象として認められるかどうかに関して、神戸市で最終判断ができない点は、十分留意してください。

《目 次》

【制度の概要】

- Q1 どのような制度ですか？
- Q2 この制度を利用するための登録や申込は必要ですか？また、保険料はいくらかかりますか？
- Q3 事故が発生した場合はどうすればよいのでしょうか？

【対象活動・対象者】

- Q4 対象となる活動や対象者はどのようになっていますか？
- Q5 交通費等を受け取った場合も対象になりますか？
- Q6 企業等の職員が、社会貢献活動として活動に参加した場合、制度の対象となりますか？

【賠償責任事故】

- Q7 活動に参加するために活動場所へ自転車で向かう途中に、人をはねて怪我をさせてしまった場合は対象となりますか？
- Q8 活動中に発生した事故に対する賠償責任が、団体に及ぶ場合も対象となりますか？
- Q9 活動中に、道具を保管場所から活動場所へ車で運ぶ途中に、通行人と接触して怪我を負わせてしまった場合、賠償責任事故の対象となりますか？
- Q10 活動中に団体の所有する草刈り機が故障してしまったが、賠償責任事故の対象となりますか？

- Q11 当事者間で示談を済ませてしまったが、補償金は支払われますか？
- Q12 示談金以外にお見舞金（品物含む）を支払ったが、補償金の対象となりますか？
- Q13 賠償責任の補償金の請求はどの段階であればよいのでしょうか？

【傷害事故】

- Q14 活動に参加するために家を出た途中で、道で倒れている人を見つけ、助け起こそうとした際、支えきれずに転倒して怪我をした場合は対象となりますか？
- Q15 活動の事前打合せのために打合せ場所へ行く途中、玄関口で転倒して怪我をした場合は、制度の対象となりますか？
- Q16 活動のため、自宅での作業中に怪我をしたが、対象となりますか？
- Q17 活動場所へ向かう途中で転んで怪我をした場合は、対象となりますか？また、活動が終わって帰宅中に怪我をした場合も対象となりますか？
- Q18 活動中に熱中症となった場合、対象となりますか？
- Q19 活動中に食中毒になった場合、対象となりますか？
- Q20 活動中に頭を強く打ったため、念のため、医療機関で検査を行った。結果として幸いにも異常は認められなかったが、この場合も対象となりますか？
- Q21 活動中に突然倒れ、残念なことにその日に亡くなった。病名は心臓発作と診断されたが、補償金の対象となりますか？
- Q22 活動中に持病の腰痛が悪化して歩けなくなった。この場合の治療費は対象となりますか？
- Q23 活動中に、重いものを持ち上げようとして腰に痛みを感じ、整形外科を受診したが、この場合は対象となりますか？
- Q24 活動中に地震が発生し、落下した物が頭部にあたり怪我をした場合は対象となりますか？
- Q25 活動中、スズメバチに刺されて医療機関で治療を行った場合は対象となりますか？
- Q26 いったん、治癒したと思った傷口がまた悪化し、別の医師の治療を受けた場合は対象となりますか？
- Q27 活動中に子どもたちに遊び道具の使い方を教えていて、指を怪我したが、軽症だったため、医療機関は受診しなかった。この場合も対象となりますか？
- Q28 入院の際の差額ベッド代や付添看護師費用などは対象となりますか？
- Q29 死亡、後遺障害、入院、通院の補償金は重複して支払われますか？
- Q30 手術を受けた場合にも補償金が支払われますか？
- Q31 補償金の請求はいつすればよいのでしょうか？
- Q32 他の損害保険にも加入していた場合、支払いはどうなりますか？

【その他】

- Q33 入院、通院の補償金の請求の際に医師の診断書が必要ですか？
- Q34 診断書料は補償金の対象となりますか？

【対象活動】

Q 4 対象となる活動や対象者はどのようになっていますか？

A 4 次の①～⑤の全てを満たした場合に対象となります。

①登録団体がぼらくるにおいて募集した活動であること。

②登録団体が募集したボランティア活動に参加した活動者であること。

③ボランティア活動が登録団体の管理下で行われていること。

④ボランティア内容は、営利・政治・宗教を目的とせず、自主的・自発的
(※)

かつ公益的な市内での活動であること。

⑤無報酬の活動であること。ただし、最低賃金よりも低い実費弁償程度の活
動
は含むものとする。

※自主的、自発的活動とは考え難いものや、自助的な活動など広く公共の利
益を目的とした活動とは考え難いもの（PTA、学校施設開放運営委員会の活
動など）は対象外です。また、行事や催し物への参加者、競技への出場者
（活動者であっても、競技参加中の事故は対象外）や、持ち回りのクリー
ンステーション清掃活動などの自助的な活動も対象外です。

Q 5 交通費等を受け取った場合も対象になりますか？

A 5 活動に対して、最低賃金よりも低い実費弁償程度の金品の授受があったとして
も、本制度の対象となり得ます。

例えば、交通費や食費を賄うために支払われるものなど、実費弁償的な性格の金
品で、常識的に妥当な範囲の金額（価値）である場合に限り得ます。

ただし、労働への対価（時給等）として金銭を支給する有償ボランティア活動は
対象となりません。

Q 6 企業等の職員が、社会貢献活動として活動に参加した場合、制度の対象とな
りますか？

A 6 要件（Q 4 参照）が満たされていれば対象となります。

【賠償責任事故】

Q 7 活動に参加するために活動場所へ自転車で向かう途中に、人をはねて怪我をさせてしまった場合は対象となりますか？

A 7 対象となりません。
賠償責任事故は活動中のみ対象となります。
ただし、傷害事故は自宅と活動場所の往復経路も対象となるため、活動者の怪我は補償金の対象となります（私用でどこかに立ち寄った等の事情により、対象とならない場合がありますのでご注意ください）。

Q 8 活動中に発生した事故に対する賠償責任が、団体に及ぶ場合も対象となりますか？

A 8 本制度は、活動者のためのものであるため、受入を行った登録団体が負う賠償責任は対象となりません。

Q 9 活動中に、道具を保管場所から活動場所へ車で運ぶ途中に、通行人と接触して怪我を負わせてしまった場合、賠償責任事故の対象となりますか？

A 9 対象となりません。
自動車による賠償責任事故は原因の如何を問わず対象となりません。
ただし、活動者が怪我を負った場合は、傷害事故の対象となります。

Q 10 活動中に団体が所有する草刈り機が故障してしまったが、賠償責任事故の対象となりますか？

A 10 対象となりません。
活動中に生じたとしても、団体が用意した機器（団体構成員の個人が所有する場合も）の故障は、賠償責任事故の対象にはなりません。

Q 11 当事者間で示談を済ませてしまったが、補償金は支払われますか？

A 11 示談の内容が法律上の賠償責任の範囲内の金額を負担するものであれば、（補償限度額の範囲内で）補償金で賠償額を賄うことができます。
しかし、法律上の賠償責任はないのに道義的理由だけで見舞金を支払ったり、保険会社の承諾を得ずに争訟費用を支出したりした場合には、補償金は客観的に妥当性のある金額しか支払われませんので、補償金で賠償額などを全額賄うことはできなくなる可能性があります（Q3以外にも、追加で資料提出を求められることがあります）。当事者間だけで示談をする前に、ご相談ください。

Q 12 示談金以外にお見舞金（品物含む）を支払ったが、補償金の対象となりますか？

A 12 名目の如何を問わず、相手側に支払ったものが法律上の賠償責任額以上のものである場合は対象となりません。

Q13	賠償責任の補償金の請求はどの段階ですればよいのでしょうか？
A13	賠償額は示談の成立もしくは裁判所の判決により確定します。したがって、その後に請求してください。なお、賠償が確定した日から30日以内に請求してください。

【傷害事故】

Q14	活動に参加するために家を出た途中で、道で倒れている人を見つけ、助け起こそうとした際、支えきれずに転倒して怪我をした場合は対象となりますか？
A14	対象となりません。 本制度は、要件（Q4参照）を満たす活動を、活動者が安心して行うことを目的としており、活動外の突発的な人命救助等は対象となりません。

Q15	活動の事前打合せのために打合せ場所へ行く途中、玄関口で転倒して怪我をした場合は、制度の対象となりますか？
A15	対象となります。 本制度の対象となる活動を実施するために必要な打合せ、事前準備も対象となります。ただし、行事の打ち上げ、忘年会等の親睦行事、役員の慰労会等は対象とはなりません。

Q16	活動のため、自宅で作業中に怪我をしたが、対象となりますか？
A16	原則として、自宅での活動は対象となりません。 ただし、その活動が自宅を活動場所として計画的・継続的に行う必要があり、要件（Q4参照）を満たす活動として、ボランティアの内容に含まれていることが証明できる場合等には、対象となる場合があります。

Q17	活動場所へ向かう途中で転んで怪我をした場合は、対象となりますか？また、活動が終わって帰宅中に怪我をした場合も対象となりますか？
A17	いずれも対象となります。 傷害事故は、自宅と活動場所との往復経路も対象となります。 ただし、私用でどこかに立ち寄る場合や、遠回り等、合理的に考えて経路とみなしがたい場合には対象となりませんのでご注意ください。

Q18	活動中に熱中症となった場合、対象となりますか？
A18	熱中症（熱射病・日射病）は補償の対象となります。

Q19	活動中に食中毒になった場合、対象となりますか？
A19	食事の材料ではなく、保健所の指導に従った調理中あるいは運搬中に原因があった場合は対象となります。

Q20 活動中に頭を強く打ったため、念のため、医療機関で検査を行った。結果として幸いにも異常は認められなかったが、この場合も対象となりますか？

A20 医療機関での治療（入院・通院）がない場合は対象となりません。

Q21 活動中に突然倒れ、残念なことにその日のうちに亡くなった。病名は心臓発作と診断されたが、補償金の対象となりますか？

A21 対象となりません。

急激かつ偶然な外来の事故による死亡や怪我などが対象となります。

Q22 活動中に持病の腰痛が悪化して歩けなくなった。この場合の治療費は対象となりますか？

A22 対象となりません。

事故前から発生していた疾病・傷病によるものは、補償対象外です。急激かつ偶然な外来の事故による怪我が傷害補償の対象となります。

Q23 活動中に、重いものを持ち上げようとして腰に痛みを感じ、整形外科を受診したが、この場合は対象となりますか？

A23 対象となりません。

腰痛または頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）で医学的他覚所見（外から見て確認できる腫れや内出血など）のないものは、対象となりません。

Q24 活動中に地震が発生し、落下した物が頭部にあたり怪我をした場合は対象となりますか？

A24 対象となりません。

地震、噴火、津波など天災による事故は対象となりません。

Q25 活動中、スズメバチに刺されて医療機関で治療を行った場合は対象となりますか？

A25 対象となります。

スズメバチやヒルなどの害虫による傷害等によって死亡や入院・通院した場合は対象となります。蚊は対象となりません。

Q26 いったん、治癒したと思った傷口がまた悪化し、別の医師の治療を受けた場合は対象となりますか？

A26 前の怪我が原因で再度具合が悪くなった点について、医師の証明が得られるものについては対象となります。

ただし、補償金の支払い対象となる期間は、事故の日から180日間が限度であり、その期間内において、前の治療期間分とあわせて、通院は90日分、入院は180日分が支払いの限度となります。

Q27 活動中に子どもたちに遊び道具の使い方を教えていて、指を怪我したが、軽症だったため、医療機関は受診しなかった。この場合も対象となりますか？

A27 医療機関での治療（入院・通院）がない場合は対象となりません。

Q28 入院の際の差額ベッド代や付添看護師費用などは対象となりますか？

A28 入院や通院の補償金の支払いは、実際にかかった費用を基準に支払いを行うものではなく、入院は1日につき3,000円、通院は1日につき2,000円を支払う、いわゆる定額払いです。

Q29 死亡、後遺障害、入院、通院の補償金は重複して支払われますか？

A29 重複して支払われますが、支払い限度額は次のとおりです。

- ・後遺障害＋死亡＝500万円
- ・入院＋通院＋死亡＝入院と通院の合計金額＋500万円
- ・入院＋通院＋後遺障害＝入院と通院の合計金額＋500万円（限度）

Q30 手術を受けた場合にも補償金が支払われますか？

A30 手術内容によっては、補償金が支払われる場合があります。

Q31 補償金の請求はいつすればよいのでしょうか？

A31 補償金の種類によって、以下の日から30日以内に請求してください。

- ・死亡補償金＝「神戸市ボランティアマッチングサイト『ぼらくる』活動者保険補償金給付対象認定(不認定)通知書（様式第2号）」の通知を受けた日
- ・後遺障害補償金＝後遺障害が確定した日(事故の日から180日以内に確定しないときは、180日を超えるその日)
- ・傷害補償金＝傷害が全治した日(事故の日から180日以内に全治しないときは、180日を超えるその日)

Q32 他の損害保険にも加入していた場合に、支払いはどうなりますか？

A32 賠償責任事故の場合は他の保険契約の条件によりますので、保険会社間の調整となります（申請時には、他の損害保険証書の写しが必要となります）。また、傷害事故の場合は、他の傷害保険に関係なく、本制度により通常の額の補償金が支払われます。

【その他】

Q33 入院、通院の補償金の請求の際に医師の診断書が必要ですか？

A33 傷害事故の場合、請求額が10万円以下の場合は、保険会社所定の申告書（請求書中の「治療状況」欄による）に代えることができます。賠償責任事故の場合、原則、10万円以下でも医師の診断書が必要となりますので、ご注意ください。

Q34 診断書料は補償金の対象となりますか？

A34 対象となりません。

傷害の程度を立証する費用として、活動者の負担となります。